

再エネ発電設備の電気保安の確保に向けた 検討状況について (報告)

令和3年3月22日

産業保安グループ 電力安全課

1. 風車ブレードの点検・補修ガイドラインの位置付けについて（報告）

2. 改正電気事業法に基づく小出力発電設備の事故報告の周知について（報告）

1. 風車ブレードの点検・補修ガイドラインの位置付けについて（報告）

2. 改正電気事業法に基づく小出力発電設備の事故報告の周知について（報告）

1-1. 風車ブレードの点検・補修ガイドラインの策定状況について

- 令和2年1月に発生した東伯風力発電所のブレード飛散事故の事故原因調査や日本風力発電協会（JWPA）によるブレードの点検・補修に関するアンケート調査結果を踏まえ、**公衆安全に大きくかかわる補修が必要なブレードに関する判断基準、点検方法等について、国が統一的な「ガイドライン」を策定することが第23回新エネWGにおいて決定されたところ。**また、上記ガイドラインの策定は、**JWPAを中心に風力業界が一丸となって作成している自主指針を、国が定める省令等に定めることが前回の制度WGで決定されたところ。**
- この自主指針については、**令和3年3月2日付けでJWPAのWebサイトから公表開始。**

ENGLISH | お問い合わせ | 会員ページへログインする | 会員情報を変更する

JWPA 一般社団法人 日本風力発電協会

美しい未来を、
風の力で創る。

日本を代表する風力発電業界団体として、風力発電の普及促進を目的し、国内外に向けて様々な活動を行っています。

TTD&S

日本風力発電協会について

最新のお知らせ 2021年3月2日 ニュース JWPA自主指針 制定について

JWPA Japan Wind Power Association 一般社団法人 日本風力発電協会

2021/03/02 09:00

JWPA自主指針「風力発電設備 ブレード点検および補修ガイドライン」の制定について

定期事業者検査制度施行の2017年4月以降も依然として風車ブレードの事故が発生している状況を見、ブレードの維持管理に起因する事故を防止するため、ブレードの点検・補修に関する具体的な考え方を設定するものとして、JWPAの自主ガイドラインの作成を進めてきました。

この度全体が完成しましたので、ホームページ上に公開し、JWPA会員以外を含めて広く展開を図るものです。

本ガイドラインについては、経済産業省所管の「発電用風力設備の技術基準の解釈」等に参照文書として位置づけられることとなっており、その改正（2021年3月末頃）後から正式に運用を開始する予定としております。

▼JWPA自主指針「風力発電設備 ブレード点検および補修ガイドライン」
http://jwpa.jp/pdf/JWPAguideline_blade_inspection_repair.pdf

内容に関しまして、お問い合わせ・意見等ございましたら、JWPAホームページ上の「お問い合わせ」から入力いただきますようお願いいたします。

▼お問い合わせ
<http://jwpa.cloud/contact/>

JWPA G0001 (2020)
日本風力発電協会

自主指針

風力発電設備
ブレード点検および補修ガイドライン

JWPA G0001-2020

一般社団法人 日本風力発電協会

1 - 2. 風車ブレードの点検・補修ガイドラインの位置づけについて

- 前回の制度WGにおいて、ガイドラインの位置づけについては以下の通り決定されたところ。
 - 構造強度に影響のある損傷の場合は保安停止・補修を行い、構造上の安全の確保がされていることを確認してから再稼働することの実行性を持たせるために、構造上の安全がブレードの劣化等により確認できない場合は「技術基準不適合」と判断することを、「発電用風力設備の技術基準の解釈」に位置づけることとしたい。また、当該ガイドラインを参照するよう、「発電用風力設備の技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」に記載する。
 - 「定期事業者検査の方法の解釈」にも位置づけることとしたい。
- JWPAによるガイドラインの公表を受け、3月3日付けで「発電用風力設備の技術基準の解釈」及び「定期事業者検査の方法の解釈」に関するパブコメを開始。4月中に改正を行う。

<スケジュール>

令和3年3月3日	「発電用風力設備の技術基準の解釈」及び 「定期事業者検査の方法の解釈」に関するパブコメ開始 <small>※「発電用風力設備の技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」についてはパブコメ不要</small>
// 4月1日	パブコメ終了、意見集約等
// 4月中	解釈及び解説の改正・施行

1 - 2. 風車ブレードの点検・補修ガイドラインの位置づけについて

● 解釈等の改正案（下線部分）については以下のとおり。

● 発電用風力設備の技術基準の解釈

【風車の構造】

（省令第4条）

第3条（略）

2 省令第4条第一号に規定する「構造上安全」とは、風車が前項に規定する最大速度に対して安全であることを含むものをいう。

3 前項において、ブレードの損傷、劣化等により構造上の安全が確認できない場合は技術基準不適合とみなすものとする。

第4条（略）

2 省令第4条第二号に規定する「構造上安全」とは、風車が前項に規定する風圧に対して安全であることを含むものをいう。

3 前項において、ブレードの損傷、劣化等により構造上の安全が確認できない場合は技術基準不適合とみなすものとする。

4（略）

● 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説

省令第4条・解釈第3条～第6条

①～②（略）

③ 省令第4条第2号及び解釈第4条は、現地風条件から予想される風荷重に対し、風車が構造上安全であることを規定したものである。（省略）

なお、省令第4条第1号及び第2号並びに解釈第3条第3項及び第4条第3項の「構造上の安全」に関して、風車のブレード損傷、破損等により技術基準不適合を発生させないためにも、定期点検の他、通常の点検においても次に掲げるガイドラインを参照することが望ましい。

参照ガイドライン

一般社団法人日本風力発電協会発行「風力発電設備 ブレード点検および補修ガイドライン」(JWPA G0001)

④～⑥（略）

● 定期事業者検査の方法の解釈

（別表2）開放、分解による点検及び作動試験等の定期事業者検査の十分な方法の解釈（風力設備）

表（略）

【検査実施上の前提】 ※ 1. 検査方法及び判定基準は、一般社団法人日本風力発電協会発行「風力発電設備 ブレード点検および補修ガイドライン (JWPA G0001)」（ただし、表の項目1～5に限る。）、メーカーの技術資料等に基づいて設定する。

1. 風車ブレードの点検・補修ガイドラインの位置付けについて（報告）

2. 改正電気事業法に基づく小出力発電設備の事故報告の周知について（報告）

2. 小出力発電設備の事故報告に関する制度周知について

<令和2年度の取組（報告）>

- 4月からの制度開始を周知するため、事故報告制度の具体的な手続きやQ&A集を紹介するパンフレットを1万部作成し、地方自治体や損害保険会社、施工保守関連団体等の御協力を得て配布を依頼済み。
- 経済産業省Webサイトに専用ページを設置。またSNSを使った周知として、経済産業省公式Twitterにて制度周知を実施。
- 新たに事故報告の対象となるFIT認定事業者（10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備の所有者 約21万者、20kW未満の風力発電設備の所有者 約1,200者）に対し、事故制度の義務化を周知する一斉メールの発出を実施。

<来年度の取組（予定）>

- 各監督部等による講演会やホームページによる周知の他、SNSなど広報効果の高い周知方法を検討して、引き続き制度周知に取り組んでいく。

【新たに事故報告の対象者となるFIT認定事業者に対し、一斉メールを発出】（令和3年3月15日発出）

再エネ発電設備の事故が社会的影響を及ぼした事案が発生していることから、電気事業法が改正され、出力10kW以上50kW未満の太陽光発電設備（20kW未満の風力発電設備）について2021年4月から事故報告が義務化されます。

所有者の方におかれましては、事故発生を知った時から24時間以内に速報を、30日以内に詳細報告を、発電設備の設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部に行う必要があります。

なお、報告を行わない場合、罰則の対象となる可能性があります。

事故報告制度の詳細やQ&Aについては、以下のリンクをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/jikohoukoku.html

<参考>



図1：経済産業省Webサイト画面

【え！この故障も報告が必要なの？】
電気事業法が改正され、出力10kW以上50kW未満の太陽光発電設備と20kW未満の風力発電設備の所有者に対し、2021年4月から事故報告時の報告が義務化されます。事故報告制度についてご確認をお願いします。

48 フォロー中 32.7万 フォロワー

ツイート

ツイートと返信

メディア

いいね



経済産業省 @meti_NIPPON · 7分

【え！この故障も報告が必要なの？】

電気事業法が改正され、出力10kW以上50kW未満の太陽光発電設備と20kW未満の風力発電設備の所有者に対し、2021年4月から事故発生時の報告が義務化されます。事故報告制度についてご確認をお願いします。

meti.go.jp/policy/safety...



図2：経済産業省公式ツイッター画面